徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 坂本諦介
編集者 河村積
印刷所 今澄印刷所

緑の山から
光の平和へ

条例の改正更正予算など議決
第一回臨時町議会

昭和三十二年第一回臨時町議会は二月二十八日午前九時より出席公民館において、出席議員二十八名（一名欠席）町よりは坂本、長嶺両助役、各参与出席（伊藤町長は病欠）の上開かれ、昨年九月一日一部改正せられた地方自治法にもとづく改正条例本年度最後の追加更生予算など議決の上午后四時閉会した。

当日提出議案は次の通り

一、徳地町議会議員等報酬及び費用弁償条例中一部改正について

二、徳地町職員の給与に関する条例中一部改正について。

三、徳地町職員の旅費支給に関する条例中一部改正について。

四、徳地町職員伝染病危険手当並に死体処理手当の支給に関する条例廃止について。

五、徳地町消防団条例中一部改正について。

六、徳地町民生委員推せん会設置に関する条例中一部改正について。

七、徳地町民生安定資金貸付条例中一部改正について。

八、徳地町母子福祉資金貸付せん衣委員会設置に関する条例中一部改正について。

九、徳地町福祉更生委員会設置条例中一部改正について。

十、陸資住宅を公用に充用するため議会の同意を求めることについて。

十一、土地時入について。

十二、送電線鉄塔敷地売却について。

十三、従局合併実施に伴う負担金について。

◎徳地町、八坂両局を堀局を中心に従局合併（三局）して、電話を市内通話としての取扱をうけるための負担金である。

十四、町道改修工事施行について

大字萩本所在の町道改修である

十五、昭和三十一年度徳地町（一般会計）第三次歳入歳出追加更正予算議定について。

十六、昭和三十一年度徳地町国民健康保険（特別会計）歳入歳出追加更正予算

十七、人権よう擁委員の任期満了に伴う委員候補者の推せんについて。

◎徳地町大字引谷 小野慶治

徳地町大字上村 小田恭衛

の両氏を再び委員として推せんしたものである。

十八、徳地町国民健康保険規約の一部改正について。

十九、徳地町国民健康保険条例の一部改正する条例（以上）

緑化運動を推し進めよう

今年も例年のように三月一カ月間にわたって春季緑化運動が展開されています。

この運動は荒れた国土を緑にして、森林資源を豊かに災害を防ぎ、発電、かんがい、工業用水などを確保するとともに、うるおいのある環境を作りあげようという運動です。

今年の緑化運動の特色は、日本の国連加盟を記念して強力に行われることになっております。

わが国は世界で有名な災害の多い国ですが、その原因は災害を受けやすい自然条件にもありましょうが、何といっても山が荒れていたのが主な原因になっています。

昔から山林を大切に育てる民族は栄えるといわれ、又諺りの中国では「水を治めるものは国を治める」という言葉もありますが治水の裂ては治山にあることは古今東西の歴史が証明しておるとおりです。

現在ほど伐採と植林の量のバランスが破れ植林を急がなければならない時代はわが国の歴史上ないといわれております。

人間の生命は短いが、人類の歴史は長いのです。今植える苗の成長には二、三十年の年月を要しますが、次第をになう人々の心をうるおし、生活を豊かにし、ひいては徳地町の発展も期して待つべきものがありましょう。

郷土緑化に一役になう
佐波高生の自主的な働き

県立佐波高校では昨年夏期休暇中も大原湖周辺の清えを行って関係者を感激させたが、今年も目下全国で行われている緑化運動に呼応して、郷土緑化に一役になおうとの程農業科内にある農業クラブが中心となって、自主的に全校に呼びかけ学校造林を行う外、町内の各官公庁、団体などに働きかけて「アカシヤ」の苗を無償で譲り受けしかもこの苗を最より学生の手で植えてあげよう。ということになり感謝されている。

なおこの苗木は一単位五本位がおくられる予定になっている。

なお「アカシヤ」は主にインドなどに産する（朝鮮、中国にもたくさんある）豆科の常緑喬木で、ネムの木ににて枝に針があり、葉は羽状複葉、初夏に葉のそばに無数の黄又は白色の香り高い花をつける。材は建築、家具、薪炭材として用いられる。

☆ ☆ ☆

土地改良事業の現況

（県民室だより）

◎山口県の米の需給状況は、県内の平均生産量は百三十万石程度で、差百六十万石必要なのに、県内の平均反収は一石九万二千八百町歩の耕地がありますがこの内六割強は不良耕地のため県米の平均反収は一石九斗九升で、全国の下位から四番目というありさまです。

◎このため県や市町村土地改良区等で土地改良事業が着々と進められています。土地改良事業は新農村建設の基礎として懸命に努力しているところです。

◎県が関係する主な事業を掲げますと、県営かんがい排水事業は現在七カ所で行っており十四億四千余万円で、五千二百余町歩の耕地を引三十万石も不足しています。

◎ところで県下に九万二千八百町歩の耕地のうち、一万三千余石の増産をもくろんでいます

◎また県が指導補助し百四十三カ所で土地改良区等が、六千二百余町歩の改良事業を行い一万五千余石の増収を期しています。土地改良事業は新農村建設の基として

◎さらに干拓事業は八億八千余万円で県下三カ所に実施中で、三百九十三町歩の耕地を作り、一万三千余石の増産をもくろんでいます

不良田で一石増産
河内農事研究会

徳地町大字柚木字河内の農事研究会を代表して、同部落の山下源一さんの報告によると、昨年十月十三日NHK防府放送局より放送せられた河内農事研究会の同志の今後の研究と技術的向上に多くの期待がもたれているのでございます。

次に研究会の事業のあらましを申しますと、前に申しました外、先進地視察、苗代品評会、農業関係講演会、品種の比較試験、指導係講演会、品種の比較試験、指導で、七月の平均気温が二十四、五度、講地面積は約五十町歩でいわゆる五反百姓以下が多いところです。

土質の母岩は安山岩の洪積層で石の増収を期して土壌改良事業は新農村建設の基として懸命に努力しているところです。

河内部落の自然環境は防府市より佐波川をさかのぼること五十粁の標高約四百米の積雪寒冷地帯で、七月の平均気温が二十四、五度、講地面積は約五十町歩でいわゆる五反百姓以下が多いところです。

土質の母岩は安山岩の洪積層で以前の施肥は化学肥料万能で土壌は酸性化するばかりでした。

このような昔ながらの農法を改善して、農家保有米の確保と供米完納を目標に昭和二十九年一月八日会員十四人をもって河内農事研究会を結成発足しました。

会は佐波地区農業改良普及事務所の積極的な指導のもとに、まづ第一年度に土壌検査を行う一方、全年佐波郡一稲作奨作会に十二点出品したところ、最高三石五斗一升で郡内第二位入賞六点の好成績をおさめました。

又部落の平均反収はづつと進んで反収二石程度向上しましたのでこれに励まされ第二年度はこれを広く公開して部落全般の向上を目標にがんばりました。

三十年度も籾作に出品十三点しましたところ、全国的な登作と相まって最高四石七斗二升で佐波郡第一位入賞し、反収四石以上が八点という好成績を収めました。

部落の平均反収もづつと進み上し、第三年は過去の欠点を補うことを重点に研究をすすめましたが、かの九号、十二号台風の試練を受けながらも部落の平均反収二石六斗以上という好成績をおさめ、一石二斗余石の増収をなしました。

このように農家の関待がもたれております。

農繁期労賃の申し合わせ
柚野地区河内部落

柚野地区河内部落は戸数一五〇NHK防府放送局から放送せられる程の篤農者を出したほどである。

同部落ではこの前旧正を祭して集会を開き農繁期の農業労働賃金の申し合せを次の通り協定実施することになったが、こういうことは地方のよい習慣を作り、隣保相助の風習をつくりあげる基となるであろう（国重安夫氏寄）

田植、稲刈、麦まき等共通の農業労働賃金（弁当持参のこと）

女 一日 三五〇円

同 畦塗、肥先の馬使いに限り二五〇円

四五〇円とする。

労働時間は午前七時～午后七時までとする。

結婚改善の火蓋を切る
母と青年のつどい

結婚改善の必要なことは一般の認めるところですが、なかなか昔からの習かんは抜けきれず実施のはこびに至らないので、心あるの大きななやみです。

これではいけないと、去る三月三日午前九時三十分から八坂地区では八坂中学校で潮田堀中校長を指導者として招き、結婚改善をテーマに「母と青年のつどい」が開かれ、参集者一五〇名で盛会でした。

当日話し合いの内容は式前式後の問題にわたり、こまかく内容を分けて検討された結果、近く規約も作られ出席者全部が実行委員として発足、町内全部に呼びかけてその推進を図ることの各方面から大いに期待せられています。

演劇脚本募集

日本国際連合協会では次の要領で演劇脚本を募集しています。

△内容 お互に平和を尊び、たすけ合う気持を起すようなことを含みとし、日常の生活を通じて直接又は間接に国連の精神を実現する上に役立つもの。

△原稿 四百字詰原稿用紙五十枚以内、外に全用紙一枚の梗概

△締切 昭和三十二年四月二十日

△送先 東京都千代田区丸の内二の十二 日本国際連合協会

△賞金 一席 壱萬 拾万円 佳作二篇 各弐万円

（応募希望者は委しい内容を広報係へお尋ね下さい）

海外移住者の募集

戦後海外渡航のみちが開かれてから、永住の地を海外に求め外国移住者は毎年増加しておりますが山口県では昭和三十二年度約百家族の移住を計画しております。なお現在募集中のものは全部南アメリカで次のとおりです。

ブラジル国

ドミニカ国コンスタンサ地区

グアマ殖民地

コチア産業組合

パラグアイ国

ボリヴィア国サンファン地区

その外派米（北米）農業労務者

（期限付で永住でない）などです

希望者は厚生課に御相談下さい

× × ×

お知らせ板

◎戦傷病者、戦没者、遺族援護法の第三十四条第二項に規定されている特別弔慰金の支給を受けた者がある場合、その旧軍人で営内居住をしなければならない者が、昭和十六年十二月八日から昭和二十年九月一日までの間、内地における在職中、職務に関連して負傷、病気にかかり、その在職期間を経過後一年（胸部疾患、精神病については三年）以内に、これによって死亡したものであるときは適用せられる。

◎支給額のあらましは遺族年金は十分の六相当額

扶助料を支給せられる場合は、普通扶助料の倍率が、階級によって規定されているが、だいたい兵の場合は約十分の七である

◎この年金、扶助料は昭和三十二年一月分から支給せられる。

× × ×

扶助料や遺族年金を支給
内地で死亡した旧軍人

旧軍人等の遺族の方に対する「恩給法の特例に関する法律」が昨年十二月八日に公布された。

これによると内地などにおいて負傷や病気にかかり、このために死亡した旧軍人または旧軍人の遺族の方に対する扶助料及び遺族年金が支給せられることになった（軍属はが当しない）

支給の条件のあらましは次の通りであるが、手続などの委しいことは厚生課、各支所に問い合わせてもらいたいとのことである。

× × ×

昭和31年産米 （2月28日現在）

政府売込100%突破完遂

項目 地区名	政府買上数量 (1) 石	左に対する売込数量(2) 石	(1)対(2)比率 %
出雲	2.729.1	2.757.0	101.6
八坂	2.395.8	2.420.6	101.0
島地	2.557.5	2.599.0	102.1
串	798.4	838.0	103.6
柚野	351.0	355.9	101.3
合計	8.831.8	8.971.4	101.6

三十一年産米は九号十二号台風の影きょうなどでかなりの減収が考えられ危まれていたが、農家の皆さまと農協の積極的施策が実を結び好成績で完結するに至りましたことに農家及び関係機関の御努力に厚く御礼を申しあげます。

春休の生活指導

もうすぐ春休みです。やがて迎える新学年を前に学校生活一年を終つた春休みこそ、子供たちにとつては肩の荷もすつかりおりて、存分に楽しいお休みです。

しかし御家庭においては、新学年を迎えるにあたり、この休み中にいろいろの生活指導が必要です。

まづ

㈠ 子供たちの指導に空白期間が生じないよう子供会や親子会等の補導組織を十分に活用していくようにする。

㈡ 戸外での遊びを健全な方向に指導してやる。弓矢、鉄砲の撃ちあい等の危険なあそび、交通の繁しい道路上の遊戯、男女間の交際、不必要な小づかい映画演劇の観覧等については保護者の方は常に十分な注意を払い、問題のおこらないようにする。

㈢ 子供の能力に応じて家事の手伝いに積極的に参加させ、勤労に対する正しい見方や考え方を身につけさせる。

㈣ 適当な本等を通じて自分の生活を反省させるとともに、新たな決意を起させて新学年を迎える心がまえを自主的にさせつつおく。

人権におもう

一昨年来町有の部分林の分収金をめぐつていくつかの問題があつて、内容は民事関係のものもあつたが関係の方々から「おん便な解決を」というお話であつたので、特別の関係を除いて人権事案として取扱をしたわけであるが、お互の金銭上の利害関係にからんで感情問題になつたり、あとあとの悪い点もあつたけれども関係者の御理解と御協力で、大方の問題が話あいで解決したことは、誠によろこばしいことである。

私は既に解決した事を取りあげて批判や論議するつもりはないが被害者の立場にある個々の関係者の現状は、幾人かの生活保護者、戦争未亡人家庭などもあり、社会保障制度のやかましい世相を反映して公正な第三者の批判が加わる等、問題の考え方を一層複雑にしたことも事実である。

以上は私の感じたあらましで自由人権よう護思想を高める一助ともなればと願うものである。

しかし、一般に「人権」といえば、何か問題がおきて、世間のうわさや話題にのぼるような出来事だけを想像するのではなかろうか。又、大人の世界のみが主に考えられ、子供の人権には、極めて関心がうすいように感ずるのはひとり私だけであろうか。

昭和二十六年五月五日制定せられた児童憲章の中に

一、児童は人として尊ばれる。

一、児童は社会の一員として重んぜられる。

一、児童はよい環境の中で育てられる。

の三つのことがらが示されている。

私権の享有は出生に始まり、基本的人権は出生と同時に与えられるのであるが、子供は大人のように自分の思うことさえ自由に発表することができないのが常である。子供の人権……といえば一般に被害者の立場にある個々の関係者の人身売買、虐待、酷使というような極端な面のみ考える場合が多いが、そうした限られた面のみでなく、児童の人格に圧迫を与えないつさいの行いがその対象になるものと考えられる。

教育基本法にも子供の人権を尊重することを強調している。

しかしながら子供の人権は子供だけでは守れないところに問題のかきがある。

子供の人権は大人や親たちが守つてやらなければならないのであり、深い理解と関心が要請せられるのである。

近ごろ新聞紙上で注目をひく問題は「親子心中一家何人心中」という記事である。

無心の子供を、誤つた親心等から死の道づれにする、生命という基本的人権を奪い去るこうした人世の悲劇をいつさい無くするようお互いが助けあうべきものである。（人権よう護委員藤井信一氏寄稿）

赤ちんや審査で優良児きまる

町では既報のように乳児の一斉検診を行つていたが、三月十三日最終審査の結果次の通り決定せられそれぞれ町長より表彰せられた優良児として表彰

◎出雲地区

阿部名月、山本牧子

◎島地地区

藤本正登、中村満郎

池田尚子

◎八坂地区

原田光文、原　典康

桑原且尚、原田佳文

山内信子、山本春子

石井八重子

◎柚野地区　斉藤佳子

哺育養護に努力して良好な成績を収めた乳児（カツコ内が乳児名）

出雲地区・桑原千里（伸子）

原田読枝（和枝）

柚野地区・斉藤浄子（佳子）

◎成績良好で表彰された乳児

出雲地区・河野一郎、中村栄子

堀田二三男、伊崎佐和子

林　清美、山田澄子、竹本

真澄

八坂地区・花田英男、藤村豊久

三浦智子、田戸良子、藤井

勢津子

島地地区・山下清美

串　地区・田原俊作、岸本正行

町教育祭

町内教育関係者が一堂に集つて教育の本質について考え、反省しあつて教育の振興に寄与しようという目的で、三月十日午前十時から堀小講堂で町の教育祭が開かれた。当日午后一時から一般聴講者を交え約四百名の聴衆に対して、福岡県しいのみ学園長、昇治三郎先生の「ゆすぶりの教育」と題する特別講演があつた。

先天的の不具者に対する血のにじむような献身的教育体験を話されて聴衆を感激のるつぼにたたきこみ、盛会裡に午后三時閉会した。

日赤山口支部など火災見舞おくる

去る六日午后八時頃大字堀字下庄方、金子邦夫さん方から出火同家を全焼したが、この罹災に対し町、日赤山口支部、出雲地区社会福祉協議会などからそれぞれお見舞の金品がおくられました。

文芸　民謡　佐波の流

作詞　有近律夫
作曲

※堀はよいとこ朝霧晴れてよ
川に銀りんちよとはねりやいとしあの子も恋心
浮いて浮かれた川千鳥
佐波の流で花が咲く　ホリホリ

※堀はよいとこ観音町でよ
佐波の流に花が散る　ホリホリ
※堀はよいとこ山都で明けて
佐波の流で育つのよ　ホリホリ

（有近律夫氏寄）

歌詞は外にもありますが、紙面の都合で割愛しました。

多種類の野菜を作るには

三月につゞいて四月は野菜作りで計画栽培をするために最も仕事の多い月である。

六月頃から十月にかけては一般に野菜が不足する時期になるが、この頃充分気をつけて種まき植つけなどしておけば、この時期にもいろいろの栄養価の高い野菜を食べることが出来る。

さて四月に種まき又は植付けする主な種類と品種は次のとおり

先天的の不具者に対する血のにじむような献身的教育体験を話されて聴衆を感激のるつぼにたたきこみ、盛会裡に午后三時閉会した。

◇直播するもの

ほうれん草（三月中はミンスターランドが良いが四月になればトウ立ちのおそいキングオブデンマーク等が良い）

人参（MS三寸一収かくは播種後三～四月目、中村鮮紅太一四～五月目となるので八月から九月にかけて収かくする）

ごぼう（四月上旬迄に播種

にかけての早取り用は渡辺早生、正月中心には新田、常盤など）

大根（四月以降はみの早生大根とする）

小かぶ（年中播けて三十五日一六十日位で収かく、金町小かぶ）

南瓜（打木赤皮のような色の濃いものがビタミンAが多い　四月中旬）

西瓜（旭大和、富研、新旭）

まくわ瓜（菊メロン、黄金まくわ）

漬瓜（東京越瓜、桂大越瓜）

これらの瓜類は四月十日前後に播けば良い

里芋（はす芋芋　鳥播）

生姜（金時）

これらは四月中旬に定植する

ふだん草（広葉）四月上旬

パセリー（モスカールド）四月下旬

葉豆（いんげん）つるあり一

ケンタッキーワンダー　穂高

つるなし一マスターピース　金時など、四月以降（収量は四月上旬播きが最も多い）

さゝげ（さや取り用一三尺　十六、長江など）四月中旬

◇苗床に播くもの

夏取りかんらん（川崎早生一七八月取り　葉深一八月一十月取り）一坪に一勺播けば二畝分以上の苗が作れる）

チシャ（メーキング　グレートレーク）本葉三枚位になつたら本植する

ねぎ（九条）一坪に二勺の割合で播き苗を作つて八月頃植える

◇手入れ

時なし大根　肥料はリンサンは少くて良いがカリ肥料を多く施すと味が悪い

大根のハダが悪くなるのはキスジノミムシの幼虫の食痕が多いので発芽後DDT又はBHCなどでキスジノミムシの成虫を防除すること　尚バイラスが最近多くなつて来たが発芽後十日目頃にBHCマラソンなどでアブラ虫（方言ウラムシ　ヨダレ）を防除しなければならない

小かぶ　間引きを終つた時株間四寸位にはしておかないと葉ばかりで根が太らない

人参　又になるのはガンギの下に良く腐らない堆肥や油粕　鶏糞などを施したことが大きな原因になるので肥料はガンギの間に施す

間引　本葉六～七枚頃までに二～三回に行い最後に三寸人参は三寸　五寸人参は六寸位の株間にする

人参は色が濃い程カロチンが多くて栄養価も高いので色を良くするためには肥料を三要素不足のないよう施す必要がある

ごぼう　又根になるのは人参と同じ理由であるが　連作するとネマトーダによつて又根になることもある　本葉三枚頃までに間引きを終るが　又根になつたものは子葉の色が濃く葉の生育が悪いほうれん草　酸性に特に弱いので石灰を充分施すこと　立枯病が出やすいのでウスブルン千倍液をし　殊に夏に食べる野菜について考えて見る必要があろう　たとえばアスパラガス　夏胡瓜　いんげん　三寸五寸人参　小かぶ　春夏播きほうれん草　玉チシャ　春まき春菊　みの早生大根　冬大根　二十日大根　ピーマン　みつば　夏取りかんらん　冬取りかんらん　花やさい　パセリーなどがもつと採り入れられたらどうであろう

……戸籍制度の紹介……（その二）

届出について

戸籍は届出、報告、申請、又は裁判等によつて記載せられるが、大部分は届出によつてなされる。

この届出の方法は書面又は口頭ですることになるが普通の場合、一定の様式によつて記載せられた書面による方法がとられている

届書が提出せられたときは市町村長は届書について審査し、その記載が法律上適正であると認めたときに限つて受理し、受理と全時にその届出は効力を発し、併せて戸籍簿に登載せられる一度受理せられた届出は、それぞれ法に定められた条件を備えている場合の外は撤消、取下は許されないので、婚姻、離婚、養子縁組離縁等相手方のある届出については事前に双方なつと く了解の上届書を提出するよう慎重を期して頂きたい

近くよくある紛争の例に離婚届書の届出に際して、一方が相手方に相談なく勝手に届書を作つて夫婦の署名捺印は印鑑の偽造行使によつて、あたかも協議離婚のように見せかけ役場に協議離婚として届出る者がある。

届出人

我々は生れるという事実によつて、人間としてのあらゆる権利を享有するわけであるが、その届出によつて氏と名を登録して、親子兄弟、親族（血族）の関係、国籍が公認せられ社会人として第一歩をふみ出すことでありもつとも重要な意義をもつものといえるのである。

届書作成上の注意

◎届書は正しく書くこと、青又は黒のインクか墨を用いてつとめて楷書で正しく書くこと。

◎本籍等書く場合は必ず山口県佐波郡徳地町大字堀一五番地のようにめんどうでも正しく書くこと。

◎筆頭者については、現在の戸籍をよく確めて書くこと。

◎父親の定つていない子（従来の私生子又は庶子）の場合は母についてのみ、本籍、氏名、筆頭者、生年月日等書くこと。

◎職業はなるべく具体的に「徳地町役場戸籍係、○○株式会社会計係、中学校教諭等の如く書くこと

◎結婚式の年月日はこの子の父母が事実上結婚生活に入つた日を書くこと。

子の氏名等

◎氏、両親が婚姻届済の場合は両親の氏を称するとは勿論だが父母が事実上は結婚していても婚姻の届がすんでおらないときは父の知れない子として母の氏を称することになる。

例　婚姻届未済の

父、山川太郎　母、野原花子　子　野原　広

◎書は親が難しい文字を名つけたため社会生活上本人も第三者も不便をこうむつた例が多かつたが、終戦後は人名にも制限漢字、カタカナ、ひらがな以外は使用できなくなつたので、この以外の文字を用いた出生届は役場で受付けることができない。

◎又人名にふりかなをつけて届出る人があるが、ふりかなをつけた届出はそのまま受理、登録されるので、将来ふりかななしに正式な名として通用しないので、読みよいようにとの親切がかえつて迷惑になることがあるから注意してほしい点である。

出生年月日と場所

◎届書の下部に添付された出生証明書の通り正しく移記する。

○○○病院などと記入しないこと

◎この届出によつて新戸籍を編製する場合（前回の説明参照）があるからこの場合は新しい本籍の出生証明を受けて、印鑑と母子手帳の届出地が同じ場合は一通でよいが、この場合本籍地と届出地がちがう場合は二通いるので注意して頂きたい。

◎出生届のない子（父の知れない子）の届出に限る。

第三……同居者

父母いづれも届出が不能のとき

第四……出産に立会つた医師、又は助産婦（前三者がいづれも届出不能のとき）

◎届書には医師又は助産婦より出生証明を受けて、役場の衛生係より交付される）をそえて、所定の記入事項を記入して戸籍係に提出すればよいが、この場合本籍地と届出地が同じ場合は一通でよいが、この場合は二通いるので注意して頂きたい。

尚外国人の場合は出生と同時に戸籍係へ相だんせられたい。

次号では死亡届について書く予定です。

番を自由に遠たくすることができる。

◎届出の期間、届出地、届出人

◎届出の期間、出生の日から十四日以内

◎届出地、必ず出生の場所を管轄する市町村役場にしなければならない。

◎届出義務者

第一……父

第二……母

但し父が死亡、不在等で届出ることができない。

この出生前に父母が離婚していたとき。

嫡出でない子（父の知れない子）の届出に限る。

第三……同居者

父母いづれも届出が不能のとき

第四……出産に立会つた医師、又は助産婦（前三者がいづれも届出不能のとき）

◎届出地、必ず出生の場所を管轄する市町村役場にしなければならない。

◎届出義務者

第一……父

第二……母

但し父が死亡、不在等で届出ることができない。

この出生前に父母が離婚していたとき。

嫡出でない子（父の知れない子）の届出に限る。

第三……同居者

父母いづれも届出が不能のとき

第四……出産に立会つた医師、又は助産婦（前三者がいづれも届出不能のとき）